

## ○中空知衛生センター設置管理条例施行規則

昭和44年10月13日  
規 則 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、中空知衛生センター設置管理条例（昭和44年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 衛生センターの業務に従事する職員は、法令及び条例の定めるところに従い、施設を衛生的かつ清潔に保持するように努めなければならない。

(その他)

第3条 業務の都合により必要のあるときは、時間外又は休日でも取り扱うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年7月9日から適用する。

附 則（昭和50年9月17日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月7日規則第5号）

この規則は、平成13年12月7日から施行する。